

野洲川流域タイムラインに対する 修正意見について

野洲川流域タイムラインに対する修正意見

【滋賀県からの意見】

(1) No10、11(ステージ0)

気象情報・予警報の伝達経路は、下記のとおりである。

気象庁 → 防災危機管理局 → (放送) 県庁舎(流域政策局、土木事務所)
(FAX) 市町

→(SISPAD) 県・市町

そのため、No10-1,11-1の土木事務所を空欄にし、No10-2,11-2の流域政策局、土木事務所を「受」とする方が良い。

⇒他のステージの同様箇所(No25、26、33、34、49、50、62、63、77、78)も含めて、ご指摘のとおり修正する。

(P3~P8)

(2) No17(ステージ0)

被災箇所を具体的に「重要水防箇所」「重要点検箇所」としているのに対し、変更後の行動項目(第3階層)が「危険箇所・重要水防箇所」となっている。問題ないか？

⇒「重要点検箇所・重要水防箇所」に修正する。(P3)

(3) No72(ステージ4)

削除するステージ5のNo88(リエゾンの派遣)では、防災危機管理局が「受」となっているが、対応するステージ4のNo72(リエゾンの派遣)では防災危機管理局が空欄のため「受」とする。

⇒ご指摘のとおり修正する。(P7)

修正意見を考慮した野洲川流域タイムラインの更新

○野洲川流域の関係機関による野洲川流域水防災タイムライン(令和6年度版)を作成した。

野洲川流域水防災タイムライン(令和6年度版) 【ステージ0】

ステージ-(平時)における対応																				
No	防災機能 (第1階層)	行動目標 (第2階層)	対象 災害	行動項目 (第3階層)	役割分担												備考			
					国		滋賀県					自治体								
					彦根 地方 気象台	琵琶 湖河 川事 務所	流 域 政 策 局	防 災 危 機 管 理 局	南 部 土 木 事 務 所	甲 賀 土 木 事 務 所	近 江 八 幡 市	草 津 市	守 山 市	栗 東 市	甲 賀 市	野 洲 市		湖 南 市		
1	指揮	体制の確立	共通	部内連絡体制の再確認	◎															
2	現場対応	危険箇所・被災箇所対応	共通	危険箇所等の点検		◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
3			洪水	重要水防箇所等の点検		◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
18			施設の保全	共通	観測機器障害の対応		◎	◎												
19		資機材の確保	共通	共通	現有システムの動作確認		◎	◎										予測システム、通信システム等		
5				共通	気象測器・機器(雨量計、水位計)の確認	◎	◎			◎	◎									
6				共通	発動発電機の確認	◎	◎													
7				洪水	水防・土のう等資機材(ブロック、杭、スコップ等)の確認		◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
ステージ0(準備)における対応：タイムラインの立ち上げ 【トリガー：野洲川流域が台風の3日予報円に入る】																				
11-1	情報	防災情報	共通	防災メール	発	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	気象予警報の発表・伝達とセット		
11-2			共通	【防災気象情報】 気象情報の発表・伝達	発		受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	気象台から滋賀県には防災情報伝達・提供システムで、県から自治体へは防災FAXで送信 滋賀県土木防災情報システムにより常時配信	
11-3			共通	台風説明会の開催	◎	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	状況に応じ3日前～前日に開催	
8			共通	危機感共有Web会議の開催	◎	◎														降雨予測や水位予測に基づいて琵琶湖河川事務所、気象台が会議の開催を判断
10-1			共通	【防災気象情報】 気象予警報の発表・伝達	発		受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	気象台から滋賀県には防災情報伝達・提供システムで、県から自治体へは防災FAXで送信 滋賀県土木防災情報システムにより常時配信
10-2			共通	河川情報の伝達(川の防災情報)		◎	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	ステージ1～5においても常に情報アップ
10-3			洪水	河川情報、ダム流入量・放流量の伝達(滋賀県土木防災情報システム)		(受)	◎	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	ステージ1～5においても常に情報アップ
12-1			共通	職員の参集			◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	県は注意報で、自治体は警報で参集
12-2			共通	台風接近に伴う注意喚起				◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
13			指揮	体制の確立	共通	職員の参集			◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
14	住民対応	避難の呼びかけ	共通	台風接近に伴う注意喚起				◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
15	現場対応	施設の保全	共通	人員の確保		◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
16			共通	緊急時連絡体制の再確認		◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
17			洪水	危険箇所重要点検箇所・重要水防箇所の状況把握						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
21		資機材の確保	共通	緊急に備えた資機材(ブロック、杭、スコップ等)の確認							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
22				洪水	樋門操作員の準備			◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
23				洪水	土のうの準備			◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

凡例 ◎:行動の主体 ○:継続して実施 発:情報の発信者 受:情報の受け手 (受):必要に応じて情報取得

修正意見を考慮した野洲川流域タイムラインの更新

野洲川流域水防災タイムライン(令和6年度版)

【ステージ1】

ステージ1(準備)における対応

トリガー：水防警報(待機・準備)発表
 ○氾濫注意水位(野洲川水位観測所3.5m)に達すると見込まれる3時間～2時間前

No	防災機能 (第1階層)	行動目標 (第2階層)	対象災害	行動項目 (第3階層)	役割分担												備考	
					国		滋賀県					自治体						
					彦根地方気象台	琵琶湖河川事務所	流域政策局	防災危機管理局	南都土木事務所	甲賀土木事務所	近江八幡市	草津市	守山市	栗東市	甲賀市	野洲市		湖南市
			共通	防災メール(状況に応じて)	発	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	気象予警報の発表・伝達とセット	
26-1	情報	防災情報	共通	【防災気象情報】 気象情報の発表・伝達【継続】(状況に応じて)	発		受	受	受	受							気象台から滋賀県には防災情報伝達・提供システムで、県から自治体へは防災FAXで送信 滋賀県土木防災情報システムにより常時配信	
26-2							受	発	受	受	受	受	受	受	受	受		
26-3							◎					(受)	(受)	(受)	(受)	(受)		(受)
25-1			共通	【防災気象情報】 気象予警報の発表・伝達【継続】(状況に応じて)	発		受	受	受	受								気象台から滋賀県には防災情報伝達・提供システムで、県から自治体へは防災FAXで送信 滋賀県土木防災情報システムにより常時配信
25-2							受	発	受	受	受	受	受	受	受	受		
25-3							◎					(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	
27-1			洪水	水防警報発表	発	発	受											琵琶湖河川事務所が県流域政策局に伝え、流域政策局から土木事務所・自治体に連絡
27-2							発	受	受	受	受	受	受	受	受	受		
28					洪水	ダム放流状況の伝達(滋賀県土木防災情報システム)		(受)	◎発				受	受	受	受	受	
29			洪水	防災操作開始の伝達(滋賀県土木防災情報システム)		(受)	◎発				受	受	受	受	受	受	受	自治体へFAXで送付
30	指揮	体制の確立	共通	警戒体制への移行		◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎		
32		関係機関との連携	共通	自治体への注意喚起				◎										
	組織内対応	体制の確立	共通	対応可能な体制の確保	◎													
			共通	組織内での情報共有	◎													
			共通	職員の招集・待機	◎													

凡例 ◎: 行動の主体 ○: 継続して実施 発: 情報の発信者 受: 情報の受け手 (受): 必要に応じて情報取得

修正意見を考慮した野洲川流域タイムラインの更新

野洲川流域水防災タイムライン(令和6年度版)

【ステージ2】

ステージ2(注意)における対応

トリガー：洪水予報(氾濫注意情報)発表

- 氾濫注意水位(野洲水位観測所3.5m)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
- 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位(野洲水位観測所4.3m)未満の状態が継続しているとき
- 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき

No	防災機能 (第1階層)	行動目標 (第2階層)	対象災害	行動項目 (第3階層)	役割分担												備考			
					国		滋賀県					自治体								
					彦根地方気象台	琵琶湖河川事務所	流域政策局	防災危機管理局	南部土木事務所	甲賀土木事務所	近江八幡市	草津市	守山市	栗東市	甲賀市	野洲市		湖南市		
	情報	防災情報	共通	防災メール(状況に応じて)	発	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	気象予報の発表・伝達とセット		
34-1			共通	【防災気象情報】 気象情報の発表・伝達【継続】(状況に応じて)	発		受	受	受	受									気象台から滋賀県には防災情報伝達・提供システムで、県から自治体へは防災FAXで送信 滋賀県土木防災情報システムにより常時配信	
34-2							受	発	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受		
34-3							◎						(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	
33-1			共通	【防災気象情報】 気象予報の発表・伝達【継続】(状況に応じて)	発		受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	気象台から滋賀県には防災情報伝達・提供システムで、県から自治体へは防災FAXで送信 滋賀県土木防災情報システムにより常時配信
33-2							受	発	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	
33-3							◎						(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)
35-1			洪水	水防警報発表	発		受													琵琶湖河川事務所が流域政策局に伝え、流域政策局から土木事務所・自治体に連絡
35-2							発	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	
36					発	発	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受		
37	洪水	ダム放流状況の伝達(滋賀県土木防災情報システム)		(受)	◎発						受	受	受	受	受	受	受	自治体へFAXで送付		
40	指揮	体制の確立	共通	警戒体制への移行		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
41			共通	注意体制(気)	◎															
			共通	災害警戒本部の設置																【参考】滋賀県設置基準 県内の全域で大雨警報、洪水警報、暴風警報の全てが発表されたとき、2以上の土木事務所管内の市町で土砂災害警戒情報が発表され、かつ広域的な災害が想定される時
42	関係機関との連携	共通	自治体への注意喚起				◎													
43			県へのリエゾンの派遣(気)	発			受												現象が見込まれ場合に気象台側から派遣することもあれば、県の要請により派遣することもある	
			ホットライン(気象台→市担当)	発																
44	住民対応	避難の呼びかけ	共通	市民への注意喚起							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
			避難所開設	共通	避難所開設の準備(人員確保)							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				共通	避難所の開設								◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
45	組織内対応	体制の確立	共通	対応可能な体制の確保		◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
46			共通	組織内での情報共有		◎						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
47			共通	職員のリフレッシュ・待機		◎						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
48			共通	警戒巡視および現場広報の実施		◎							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

凡例 ◎:行動の主体 ○:継続して実施 発:情報の発信者 受:情報の受け手 (受):必要に応じて情報取得

修正意見を考慮した野洲川流域タイムラインの更新

野洲川流域水防災タイムライン(令和6年度版)

【ステージ3】

ステージ3(警戒)における対応

トリガー：洪水予報(氾濫警戒情報)発表

- 氾濫危険水位(野洲水位観測所4.8m)に到達すると見込まれるとき
- 避難判断水位(野洲水位観測所4.3m)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
- 避難判断水位を超える状態が継続しているとき

No	防災機能 (第1階層)	行動目標 (第2階層)	対象災害	行動項目 (第3階層)	役割分担												備考		
					国		滋賀県					自治体							
					彦根地方 气象台	琵琶湖河川 事務所	流域政策局	防災危機 管理局	南部土木 事務所	甲賀土木 事務所	近江八幡市	草津市	守山市	栗東市	甲賀市	野洲市		湖南市	
			共通	防災メール(状況に応じて)	発	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	気象予警報の発表・伝達とセット	
50-1	情報	防災情報	共通	【防災気象情報】 気象情報の発表・伝達【継続】(状況に応じて)	発		受	受	受	受								気象台から滋賀県には防災情報伝達・提供システムで、県から自治体へは防災FAXで送信 滋賀県土木防災情報システムにより常時配信	
50-2							受	発	受	受	受	受	受	受	受	受	受		受
50-3							◎						(受)	(受)	(受)	(受)	(受)		(受)
49-1				共通	【防災気象情報】 気象予警報の発表・伝達【継続】(状況に応じて)	発		受	受	受	受								気象台から滋賀県には防災情報伝達・提供システムで、県から自治体へは防災FAXで送信 滋賀県土木防災情報システムにより常時配信
49-2							受	発	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	
49-3							◎						(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	
51				洪水	洪水予報(氾濫警戒情報)発表・伝達	発	発	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	
52		洪水	ダム放流状況の伝達(滋賀県土木防災情報システム)		(受)	◎発					受	受	受	受	受	受	受	自治体へFAXで送付	
53	指揮	体制の確立	共通	災害警戒本部の設置								◎	◎	◎	◎	◎	◎	【滋賀県設置基準】 県内の全域で大雨警報、洪水警報、暴風警報の全てが発表されたとき、2以上の土木事務所管内の市町で土砂災害警戒情報が発表され、かつ広域的な災害が想定されるとき	
				災害対策本部の設置								◎	◎	◎	◎	◎	◎		
55			共通	警戒体制(気)	◎														
56		関係機関との連携	共通	ホットライン(琵琶湖、气象台→市長)	発	発						受	受	受	受	受	受		
57	住民対応	避難所開設	共通	避難所の開設								○	○	○	○	○	○		
58			避難の呼びかけ	共通	高齢者等避難の発令・伝達								◎	◎	◎	◎	◎	◎	
59				共通	高齢者等避難の広報									◎	◎	◎	◎	◎	◎
60	要配慮者対応	福祉避難所開設	共通	福祉避難所の開設								◎	◎	◎	◎	◎	◎		
61	組織内対応	体制の確立	共通	高齢者等避難の伝達								◎	◎	◎	◎	◎	◎		

凡例 ◎:行動の主体 ○:継続して実施 発:情報の発信者 受:情報の受け手 (受):必要に応じて情報取得

修正意見を考慮した野洲川流域タイムラインの更新

野洲川流域水防災タイムライン(令和6年度版)【ステージ4】

ステージ4(危険)における対応

トリガー：洪水予報(氾濫危険情報)発表

- 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位(野洲水位観測所4.8m)を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
- 氾濫危険水位に到達したとき
- 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき

No	防災機能 (第1階層)	行動目標 (第2階層)	対象災害	行動項目 (第3階層)	役割分担												備考	
					国		滋賀県				自治体							
					彦根地方気象台	琵琶湖河川事務所	流域政策局	防災危機管理局	南部土木事務所	甲賀土木事務所	近江八幡市	草津市	守山市	栗東市	甲賀市	野洲市		湖南市
			共通	防災メール(状況に応じて)	発	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	気象予警報の発表・伝達とセット	
63-1	情報	防災情報	共通	【防災気象情報】 気象情報の発表・伝達【継続】(状況に応じて)	発		受	受	受	受							気象台から滋賀県には防災情報伝達・提供システムで、県から自治体へは防災FAXで送信 滋賀県土木防災情報システムにより常時配信	
63-2							受	発	受	受	受	受	受	受	受			
63-3					◎						(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)		
62-1			共通	【防災気象情報】 気象予警報の発表・伝達【継続】(状況に応じて)	発		受	受	受	受								気象台から滋賀県には防災情報伝達・提供システムで、県から自治体へは防災FAXで送信 滋賀県土木防災情報システムにより常時配信
62-2							受	発	受	受	受	受	受	受	受	受		
62-3							◎					(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	
65		洪水	洪水予報(氾濫危険情報)発表・伝達	発	発	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受			
66		洪水	ダム放流状況の伝達(滋賀県土木防災情報システム)		(受)	◎発					受	受	受	受	受	受	自治体へFAXで送付	
67	指揮	体制の確立	共通	災害対策本部の設置		◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎		
70			共通	非常体制への移行		◎												
71		関係機関との連携	共通	ホットライン(琵琶湖→市長)		発					受	受	受	受	受	受		
72			共通	リエゾンの派遣		発		受										必要な機関に派遣 派遣元は近畿地整
73	住民対応	避難所開設	共通	避難場所の追加開設						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	検討段階も含む	
74		避難の呼びかけ	共通	避難指示の発令・伝達						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	検討段階も含む	
75			共通	避難指示の広報						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	検討段階も含む	
76	組織内対応	体制の確立	共通	警戒巡視および現場広報の実施【継続】						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	検討段階も含む	

凡例 ◎:行動の主体 ○:継続して実施 発:情報の発信者 受:情報の受け手 (受):必要に応じて情報取得

修正意見を考慮した野洲川流域タイムラインの更新

野洲川流域水防災タイムライン(令和6年度版)

【ステージ5】

ステージ5(災害切迫)における対応

〔 トリガー： 洪水・内水：危険水位到達、氾濫発生 〕

No	防災機能 (第1階層)	行動目標 (第2階層)	対象災害	行動項目 (第3階層)	役割分担												備考		
					国		滋賀県					自治体							
					彦根地方気象台	琵琶湖河川事務所	流域政策局	防災危機管理局	南部土木事務所	甲賀土木事務所	近江八幡市	草津市	守山市	栗東市	甲賀市	野洲市		湖南市	
			共通	防災メール(状況に応じて)	発	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	気象予報の発表・伝達とセット	
78-1	情報	防災情報	共通	【防災気象情報】 気象情報の発表・伝達【継続】(状況に応じて)	発		受	受	受	受								気象台から滋賀県には防災情報伝達・提供システムで、県から自治体へは防災FAXで送信 滋賀県土木防災情報システムにより常時配信	
78-2							受	発	受	受	受	受	受	受	受	受	受		受
78-3							◎						(受)	(受)	(受)	(受)	(受)		(受)
77-1				共通	【防災気象情報】 気象予報の発表・伝達【継続】(状況に応じて)	発		受	発	受	受								気象台から滋賀県には防災情報伝達・提供システムで、県から自治体へは防災FAXで送信 滋賀県土木防災情報システムにより常時配信
77-2							受	発	受	受	受	受	受	受	受	受	受		
77-3							◎						(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	(受)	
79				洪水	洪水予報(氾濫発生情報)発表・伝達	発	発	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	
80		洪水	ダム放流状況の伝達(滋賀県土木防災情報システム)		(受)	◎発					受	受	受	受	受	受	自治体へFAXで送付		
81		洪水	ダム異常洪水時防災操作移行の伝達(滋賀県土木防災情報システム)		(受)	◎発					受	受	受	受	受	受	自治体へFAXで送付		
83	指揮	体制の確立	共通	災害対策本部の設置(気、県)	◎		◎	◎											
84			共通	被害状況に応じた今後の対応検討	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
85			共通	災害派遣要請(市→県→自衛隊)				発				発	発	発	発	発	発	発	
87		関係機関との連携	共通	ホットライン(琵琶湖→市長)		発					受	受	受	受	受	受	受		
89	住民対応	避難所開設	共通	避難場所の追加開設							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	検討段階も含む	
91		避難の呼びかけ	共通	緊急安全確保の発令・伝達							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	検討段階も含む	
92	緊急対応	避難誘導・救出救護	共通	人命救助							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
93			共通	救助応援要請への対応								◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
94			共通	救助活動車両駐車場の確保								◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
95			共通	救助活動宿営地の確保								◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
96			共通	災害発生地までのルート決定								◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
97			交通規制	共通	交通規制範囲の検討								◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
98		共通		交通規制の実施								◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
99	共通	通行止めの情報提供									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
100	共通	緊急自動車等が優先通行できる道路の確保									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
101	応急対応	危険箇所・被災箇所対応	共通	救助応援要請							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
102			共通	立入規制区域の設定・部隊の投入								◎	◎	◎	◎	◎	◎		
103			共通	被災箇所状況把握		◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
105	現場対応	危険箇所・被災箇所対応	共通	道路・ライフラインの復旧							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
107			共通	応急復旧の応援要請(災害協定業者の派遣)		◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

凡例 ◎:行動の主体 ○:継続して実施 発:情報の発信者 受:情報の受け手 (受):必要に応じて情報取得